

2025 年度
コープいしかわ
令和6年能登半島地震
支援活動助成金



申請の受付期間

2025年10月1日～12月1日 17:00 まで

お問い合わせ・申請書類のお申し込み・提出
〒920-2148 石川県白山市行町西1番地
生活協同組合コープいしかわ能登復興推進室 中川
TEL 076-275-9683 (月～金) 9:00～17:00



2025 年度 コープいしかわ 令和 6 年能登半島地震支援活動助成金 募集要項

はじめに

生活協同組合コープいしかわでは、2000 年よりコープいしかわの理念のもと、地域とともに連携して解決していく手段として地域活動助成金の取り組みをすすめて助成を行っていますが、令和 6 年能登半島地震の発災を受け、今も被災地では多くの団体による復旧・復興に向けた様々な支援活動が展開されている現在、能登半島地震支援に関わる枠として 2024 年度に能登半島支援活動助成金を新設しました。2025 年度も、全国の皆様より寄せられた災害支援募金を資金とし 1 日でも早い復興へつながることを願い助成致します。

1. 募集内容

(1) 助成対象事業について

次のいずれかに該当する事業で具体的に成果の見込みがある取り組みであることとします。また本助成金は被災者や被災地域の支援を目的とするため、助成事業者の収入を目的とした活動は対象といたしません。助成事業者は、実施内容の成果、現地ニーズの情報など、事務局の求めに応じて情報を提供いただくことも承諾いただきます。

- 1) 被災者の暮らしと健康を守る
(食料・物資の提供、健康相談・支援、心の支援等)
- 2) 被災者・被災地のくらしの再建を支援する
(住宅・生活の相談、就労相談、専門機関とのマッチング等)
- 3) コミュニティやまちづくり推進を支援する
(コミュニティ形成を目的とした拠点運営、復興企画開催等)
- 4) 被災地の子どもや子育てを支援する
(学習支援、交流や体験企画など)
- 5) 被災地の復興を担う人や組織を育成する
(ボランティア育成・復興支援団体に対する専門的支援等)
- 6) 被災地の伝統・文化を支援する
(伝統文化の保存・継承・情報発信や体験企画を通じた交流等)
- 7) 多様性に寄り添う支援
(高齢者・外国人への相談や支援等)
- 8) その他、被災者の暮らしの再建や被災地の復旧・復興における中長期的支援

2. 申請資格

(1) 対象の団体について

- 1) 社会福祉活動、環境保全活動、国際協力、まちづくり等その他社会貢献活動を行うボランティア団体、市民団体、NPO 法人等の活動に対し助成を行います。
- 2) 石川県内に活動拠点を置いている団体で、石川県内で実施する活動を対象とします。また、より地域の自立支援・住民の自主性を育むきっかけとなる取り組みを優先します。
※活動拠点：主たる事業所や活動実態の伴う場所
- 3) 活動期間は現在も能登半島地震の支援活動中で当面の間も活動を継続する予定がある団体、または今後活動を行う予定がある団体とします。
※活動対象期間：2026 年 4 月 1 日～2027 年 3 月 31 日
- 4) 全国で会員 1,000 名を超える団体、公益財団法人、社会福祉法人、株式会社、有限会社は申込できません。また宗教活動、政治活動に関わる活動は助成対象とはなりません。
- 5) 申請・採択回数に制限は設けません。

(2) 助成金の使途について

- 1) 被災者のくらし再建や、被災地の復旧・復興を中長期的に支援する活動に要する経費を助成の対象とします。

対象経費	対象となる経費	対象とならない経費（参考）
人件費 ※	助成事業を行うために直接必要な職員・有償ボランティア等の人件費 等	日常的な事業運営や助成事業に関係のない活動に携わる職員や有償ボランティア等の人件費
謝金	助成事業の活動に必要な謝金（講師等に対する謝金、講演・協力による謝金等）	
会場費・地代家賃 ※	助成事業の活動に必要な会場や施設の費用や事務所などの賃料・管理費・光熱費	契約終了後に変換の可能性のある敷金等の費用や助成事業には関連のない活動に使用する事務所などの賃料等
機器等賃料	助成事業を行うために必要な機材、事務機器、運搬車両、重機などのレンタル・リース等の費用	助成事業者が所有するための機材の償却費など
旅費交通費 ※	助成事業の活動に必要な移動に伴う公共交通機関の運賃・ガソリン代・高速代・駐車場代・宿泊費等	助成事業とは関係のない、日常的な移動にかかる費用
広告宣伝費	助成事業の活動に必要なチラシやウェブサイト等の製作費、新聞等への広告掲載のための費用・広報物印刷に関する費用	助成事業に関係のない広報物の製作広報費用
外注費	助成事業者が直接行えないものについて、他事業者に外注するための必要経費	助成事業に関係のない外注費用
消耗品・備品日	助成事業の活動に必要な食料・医療品・教材等の購入や事務用品コピー用紙等の消耗品・備品の購入	助成事業以外の用途や個人的用途で使用する物品の購入費（スタッフ用の飲食・日用品等）
通信運搬費	助成事業の活動に必要な物品や機材等輸送にかかる費用、Wi-Fi 接続・クラウドソフト利用にかかる費用	助成事業に関連のない宅急便代等
その他諸経費	助成事業の活動に関連する、コピー代・ボランティア保険料・振込手数料等の多費目に該当しない雑費等	

※印のついた項目は一部、従来の地域活動助成金の対象経費ではないものも含まれます。
「こーぷいしかわ地域活動助成金」の詳細については右 QR コードよりご確認ください。



3. 助成枠について

- (1) 1 件あたり 30 万円（税込み）、総数 10 件を助成の上限とします。
(2) 1 団体の複数の活動について申請することはできません。
(3) 別名称であっても同一団体と考えられる場合は助成を行わないことがあります。

4. 審査基準

- (1) 公益性・必要性
社会的課題（ニーズ）を的確にとらえており地域の課題解決にふさわしいものであるか。
地域の直接の声が聞けているか等。
- (2) 創造性
知識・情報を活用し柔軟な工夫があるか、または様々な視点で本質的な課題解決に向き合っているか。
- (3) 地域社会や他団体への影響度合い
地域力の向上や地元住民の自立支援のきっかけとなる取り組みであるか。または多くの住民が関わることができたり、つながりが深まる取り組みであるか。

5. スケジュール

- (1) 募集期間：2025年10月1日（水）～2025年12月1日（月）17時必着
- (2) 助成金選考委員会※による審査
2026年1月 書類審査
- (3) 採択団体・助成金額の決定
2026年1月の助成金選考委員会にて承認
承認後、採択通知
- (4) 助成金の支払い
2026年2月
※助成金選考委員会 生活協同組合コープいしかわ・日本生協連の役員及び組合員、外部有識者で構成し、申請のあった活動について審査および選考等を行います。
- (5) 活動対象期間：申請日以降 2027年3月31日（水）まで

6. 応募方法

- (1) 申請用紙の請求
 - 1) コープいしかわホームページより「コープいしかわ令和6年能登地震支援活動助成金申請用紙請求フォーム」に必要事項を入力しお申し込みください。（請求受付10月1日より）

コープいしかわホームページ
URL <https://www.ishikawa.coop/>



申請用紙は原則としてメールでのお渡しとなりますが、郵送をご希望の場合はコープいしかわ能登復興推進部までご連絡ください。

- 2) メール受信後、5営業日以内に事務局より指定の申請用紙をメールにてご返信します。
- (2) 申請用紙の提出
 - 1) 申請用紙の必要事項を記入し、「①記入済みの申請用紙」「②団体概要・活動実績を示す資料・団体の規約・定款・会則のいずれか」の2点をあわせて、事務局にメールで送付して下さい。

**記入済みの
申請書**

下記のいずれか
・団体概要・活動実績を示す資料
・団体の規約
・団体の定款
・団体の会則

7. 活動報告書について

- (1) 活動報告書については、活動期間終了後、概ね1ヶ月を目処にご提出ください。
- (2) なお活動期間が長期（2027年4月以降も実施予定）となる場合、2026年度活動報告として一旦2027年4月を目途に中間報告を提出いただきます。

以上